県内事業者への緊急支援

(県内事業者緊急支援事業)

県独自の緊急事態宣言(令和3年8月11日発令)により、大きな影響を受けている県内全域の中小企業・小規模事業者に、商工団体と連携し、支援金 10万円を支給

- 〇対象
 - 県内の中小企業・小規模事業者
 - ※緊急事態宣言期間における時短要請に係る協力金を受給した飲食店等を除く
- 〇主な支給要件

県独自の緊急事態宣言中の月の売上が、前年又は前々年の同月売上と比較して 50%以上減少していること

支給の流れ



問い合わせ先:商工政策課 商工団体担当 電話 0985-44-2615